

相手国政府・相手国際機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額又は贈与の供与期限 (注2)	署名日 署名地 (署名印) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
ブルンジ	食糧援助に関する日本国政府とブルンジ共和国政府との交換公文	食糧援助を実施するために必要な生産物及び役務の購入 経済社会開発努力推進に寄与するため、両政府の関係当局が合意する生産物及び役務を購入するための資金の贈与	550,000千円 H25.3.31まで	H25.2.13 ブジュン ブワで (同日)	日本側 高田稔久在ブルンジ大使 ブルンジ側 ローロン・カザンクワレ外務・国際協力大臣 日本側 高田稔久在ブルンジ大使(ケニアにて兼轄) ブルンジ側 ローロン・カザンクワレ外務・国際協力大臣	H25.3.5 63号
ブルンジ	ブルンジ共和国政府に対する贈与に関する日本国政府とブルンジ共和国政府との間の交換公文		600,000千円 -----	H25.3.18 ナイロビ (ケニア) で (同日)		H25.4.4 111号

(注1)国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。  
(注2)贈与の供与期限については、定めのないものは、-----と記している。  
(注3)日付については、平成〇年△月□日をHO.△.□と記している。  
(注4)告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。